

平成28年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
66	意見	食の安全・安心推進課	野菜で健康大作戦事業	<p>[事業の評価について]</p> <p>平成27年度は協力店研修会において、参加者からアンケートを取っている。そのアンケートの中で、前年度から継続して協力店として参加している店について、社内での変化、お客様の変化を聞いている項目があったが、県はその集計作業を行っていない。短期間では事業効果の表れにくいと思われる食育の研修においては、アンケートをとってその分析をしないと事業効果が把握できないため、可能な限り情報収集を行うべきである。また、このような事業実施の前後の変化に関するアンケートは、協力店全店に対して実施し、その変化を分析し、効果の評価すべきである。また、アンケートに「野菜の販売量は増えたか」という直接的な質問項目を入れて、協力店の販売状況を聞くことが、野菜の消費量に直結するデータの一つとして有用な情報になると思われる。</p>	平成29年度の事業終了後に協力店全店を対象にアンケートを実施し、事業効果の検証を行った。
93	意見	農村整備課	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	<p>[活性化基金の有効活用について]</p> <p>中山間ふるさと活性化基金(以下「活性化基金」という。)が有効活用されておらず、事業実績は極めて低調である。</p> <p>この要因としては、「中山間地域等直接支払制度」との利用者の競合関係があること、「青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例」にて、基金に取り崩しができるような条例の設計になっていないことが挙げられる。</p> <p>今後、本事業費を確保し、事業目的を達成するためには、条例改正を行い活性化基金の取り崩しができるような制度設計にすること、当基金の対象が食育関連メニューを含めて広いものであることを、食育事業を行っている他の部課(食の安全・安心推進課や構造政策課等)と連携する等、制度並びに事業内容を庁内に積極的にPRしていくこと等により、活性化基金の有効活用を求めたい。</p> <p>また、対策を講じたにも関わらず、直接支払制度との競合等の要因にて当事業の需要がないと判断されたならば、基金の廃止、国費相当分の返還も検討すべきである。</p>	<p>県議会平成30年2月定例会において「青森県中山間ふるさと活性化基金条例」を改正し、平成30年4月1日以降は、必要に応じて基金の取り崩しができる制度とした。</p> <p>食育事業を行っている他の部課と連携し、収穫体験などで県民が体感しながら農林水産業への理解を深めるイベントを実施するなど、基金の有効活用を図ることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
102	意見	総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	<p>[ホームページの更新業者の固定化について]</p> <p>「あおもり食のエリア」のサイトは、平成17年度に実施した企画コンペの結果、A社が委託を受け、サイトデザインの作成及びサイト内のシステム開発を施工している。そして、県は当サイトの情報提供環境の整備、新規コンテンツの作成業務、データの更新等の専門技術を要する業務については、開発元でなければ実施できないため、競争入札に適さないものとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約としている。また、財務規則の運用第148条関係第4項の規定を準用することにより、見積書は1社のみから徴取している。</p> <p>この状況は、実質的にコンテンツを開発し受注した業者だけが継続して契約可能な契約形態であり、委託契約における競争原理が全く働いていない状況と考える。</p> <p>実際に委託事務の契約先が固定的に継続されていると考えられるため、業者との癒着が疑われないためにも定期的な見直しが必要である。また、予算内ということだけで減額交渉が行われていないことも問題である。予算執行において、予算内で歳出をどう抑制して最少化していくかという視点は絶対的なものである。</p> <p>ホームページは、著作権法第2条第1項の「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に含まれているとされており、ホームページには一般的に著作権が認められている。ただし、デザインを委託により制作している場合には、受託者に著作権があるため、契約書において二次的著作権の利用に関する原作者の権利を包含する契約でない場合には、受託者の許諾を受けなければならないという(参考文献:「地方自治問題解決事例集」地方自治問題研究会編著 ぎょうせい)。公共のためのホームページにおいて、公益のための情報を公開する目的であるから、この事案においては、委託契約書において著作権の侵害を回避する条項を設けることで、県は制限のない形で利用可能な状態を保つことが可能だと考える。一者随意契約は限定的な適用範囲であることを再確認して、契約事務において、原則に立ち返った競争環境の構築を図るべきと考える。</p>	<p>「あおもり食のエリア」サイトは、当課のあおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」内のコンテンツの一つであり、「青森のうまいものたち」は、平成30年3月にリニューアルした。</p> <p>リニューアルサイトの構築は、今後のホームページのあり方や運営・管理方法を見据えて実施する必要があることから、業者の決定にあたっては、企画提案協議を行い決定したところである。</p> <p>現在実施しているリニューアル業務委託に係る契約は、①成果品に関する著作権及び所有権が県に全て帰属すること、②著作物の二次利用について、受託者の承諾無く県が自由に使用できること、③受託者は著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないことを内容としている。</p> <p>また業務委託契約内容は「あおもり食のエリア」サイトの更新を含めた内容であり、「あおもり食のエリア」に新たな料理が登録された際は、速やかな更新・情報発信が可能となっている。</p>
104	意見	総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	<p>[ホームページ上における随時更新の必要性について]</p> <p>冊子である「あおもりの旨いもん」は年に1度の更新作成のため適時の掲載は困難と考えられるものの、ホームページの更新も年に1度の契約であるため、登録後速やかな更新がなされていない。</p> <p>広く国民に対して、本県の食情報の迅速かつ積極的な公開が望ましいと考えることから、ホームページの委任契約の内容等を見直すことで、新規料理が登録されたら速やかに情報発信できる仕組みの構築が必要である。</p>	<p>「あおもり食のエリア」サイトは、当課のあおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」内のコンテンツの一つであり、「青森のうまいものたち」は、平成30年3月にリニューアルした。</p> <p>リニューアル後のサイトの運営管理委託契約において、著作権に係る契約内容としては、①成果品に関する著作権及び所有権が県に全て帰属すること、②著作物の二次利用について、受託者の承諾無く県が自由に使用できること、③受託者は著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないこととしている。</p> <p>また、リニューアル後は「あおもり食のエリア」に新たな料理が登録された際は、速やかに更新・情報発信を行っている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
104	意見	総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	<p>[事業成果の指標の設定について]</p> <p>トップページである「青森のうまいものたち」の閲覧数は把握しているものの、当該サイト内である「あおもり食のエリア」ページの評価分析はしていない。</p> <p>単にホームページを作成委託するのが事業目的ではなく、如何にしてアクセス数を増やし、実際に個々の飲食店等に誘客し、最終的には県内外の方々に青森の食を知ってもらうことが事業目的であり、その達成のための戦略を練ることが重要である。そのためには、最低でもアクセス数の把握、閲覧サイトの把握、日別月別のアクセス数などの定量的な分析は必須に思える。</p> <p>来訪者数等を事業目標にするなどの措置を行い、過去のアクセス数の増減原因を分析し文書化するなどし、今後のホームページ運営を有用なものとなるような体制を整えることが望まれる。</p>	<p>当該ホームページは、平成30年3月にリニューアルし、現在は各ページごとの閲覧数等の集計が可能となった。現在は、集計結果をもとに評価分析を行い、県内外の方々のさらなる誘客促進のための情報発信を進めていくこととしている。</p>
119	不当事項	がん・生活習慣病対策課	(細事業)健康づくり推進のための基盤整備事業	<p>[県医師会への委託事業について]</p> <p>現在、県の最大かつ喫緊の課題である「短命県返上」プロジェクトへの取組みの中で、「働き盛り世代の死亡率の高さ」を低下させ解決するため、職域において、健康づくりに関する知識を持ち、従業員に対して健康づくりの実践を促すことができる人財を養成することを目的として、健康リーダー養成研修とフォローアップ研修の企画及び実施等を公益社団法人青森県医師会(以下「県医師会」という。)に事業委託(契約額4,950千円)している。</p> <p>研修の実施にあたっては、1人でも職域対象者がいれば、県の委託事業として認めるという運用で実施していたが、健康リーダー養成研修13回のうち、職域対象者が1人もいない研修は5回あり、その研修実施費用も委託事業対象経費とされていた。</p> <p>この地域住民のみの研修費用の他にも、委託事業対象経費として不適当な経費や金額誤りなどが発見され、所管課による後日調査により、平成27年11月16日と11月26日の健康リーダー養成研修には、職域関係者各2名の参加があったことが平成28年2月9日に監査人に説明された。この事実を反映すると県医師会へ返還請求すべき金額は422,308円となる。</p> <p>この他にも、県医師会から提出された実績報告書の研修修了者の人数について、記載誤りがあり(10月29日今別町、修了者全数(誤)51名→(正)21名)、県は、本来であれば検査確認時に指摘し、修正対応すべきであったこと、また、委託業務の完了報告を口頭で受けて履行確認し検査調書を作成し、後日、書面で研修実績書類を徴収していたこと、及び、県医師会においても、仕様書によれば受講者の安全面に配慮して傷害保険に加入して研修実施することになっているが、失念により付保しない事業実施(深浦町)があったこと等、県及び県医師会双方に不適切な事務が発見された。</p> <p>これらのことにより、県における委託事業の確認業務及び領収書確認業務が、明らかに不適正であったと判断された。なお、担当者より、平成27年度は年1回の領収書等の確認業務であったが、委託事業対象経費となるかどうかの判断も含めて四半期ごとの確認事務を行っているなど、平成28年度は既に改善に向けた取組みを行っている旨の説明があった。</p>	<p>本事業の平成28年度委託料については、包括外部監査での指摘を受け、仕様書の内容に正確に基づき委託業務を行うよう県医師会に注意喚起したとともに、県においても仕様書に基づいた業務内容に係る経費であるかどうかを挙証資料及び聞き取り等により複数の者でチェックを行い、再発防止を徹底した。</p> <p>また、返還請求すべきとの指摘があった平成27年度委託料については、改めて精査した結果4,461,117円で再確定し、既支払委託料額との差額の488,883円をH30.3.27付けで県医師会に返還を求めた。(県医師会からはH30.3.30付けで収納済。)</p> <p>なお、本事業は平成28年度で終了となっている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
172	意見	下北地域県民局 地域健康福祉部	下北地域健康 なまちづくり事業	<p>〔健康推進本部設置の効果について〕</p> <p>健康推進本部は、特定の地域に存在する健康状態に関する大きな課題に対して、地域全体で取り組むために、県知事主導により設置した組織体であり、部局横断組織であることから、その運営状況について、適時性を持ったメッシュの細かな進捗管理が必要だと考える。施策の実行には財源があり、予算の枠内で最大の効果を引き出すべきである。その意味では、この3年間で3千万円もの事業費を費やした大事業にしては、健康推進本部会議が示す金額や数値的な情報が少なく、成果の指標も議論されずに漫然と個別の事業を進めている印象が強い。事業評価指標の達成度合いの測定を行わなければ、後々には、その設置意義すらも問われかねないと考える。今後、この健康推進本部が更に実効力を高めるためには、市町村が主体的に進める方向性を睨みながら、地域県民局の各部局や市町村の役割を横断的に設定して、個別事業の自己評価を行い、達成状況と今後の事業計画について健康推進本部内で積極的な議論を行うなど、総合対策事業に求められる管内全体の協調連絡体制を構築する必要があると考える。</p>	<p>平成30年3月2日に開催した下北地域県民局健康なまちづくり推進本部・幹事会合同会議において、平成29年度下北地域健康なまちづくり事業の実施状況及び事業成果について報告を行った。</p> <p>併せて平成30年度以降の取組方針について協議を行った結果、重点枠事業としての各部の取組は平成29年度をもって終了とすること、今後は各部において下北地域の健康づくりを意識しながら各種事業に取り組んでいくこととし地域健康福祉部は各部の取組をサポートしていくこと、下北地域の課題である肥満対策及び受動喫煙対策については、むつ保健所の通常業務の中で引き続き重点的に取り組んでいくこと、推進本部は今後も保健所の取組を中心として市町村、企業、各種団体等の健康づくりの支援を行っていくこと、などの方針を決定した。</p>